

神奈川県女性保護施設  
指定管理者外部評価委員会  
評価報告書

平成27年4月

## 1 委員会委員（ は委員長）

委員名	職業等	委員区分
太田 啓子	湘南合同法律事務所 弁護士	法務に関する識見者
久保 美紀	明治学院大学教授	学識経験者
土屋 崇之	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士	経理に関する識見者
藤村 和静	前かながわ福祉サービス第三者評価推進 機構運営委員長 秦野市社会福祉協議会会長	福祉施設・女性保護施設の 運営に関する精通者
宮下 慧子	社会福祉法人礼拝会理事長	福祉施設・女性保護施設の 運営に関する精通者

## 2 スケジュール

平成26年10月27日	第1回委員会開催（指定管理者の選定に係る選定基準の検討）
平成27年1月20日	申請要項配布、質問の受付
平成27年3月20日	申請受付終了 申請団体 1団体
平成27年4月16日	第2回委員会開催（申請団体の面接評価、委員会としての評価点の決定等を協議）

## 3 評価の実施方法

### (1) 会議の公開・非公開について

選定基準（案）については、神奈川県情報公開条例第25条第1号記載の非公開情報に該当すると考えられることに加え、議論の対象となる女性保護施設が秘匿性の高い施設であるため、第1回委員会及び第2回委員会を非公開として開催した。

### (2) 選定手続きについて

申請団体の申請書類を受理した神奈川県県民局くらし県民部人権男女共同参画課において、資格審査及び申請内容の確認を行った後、評価委員会において書類と面接による評価を行った。

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、申請要項に記載した選定基準を満たしているかを評価した。

### (3) 委員会としての評価について

面接を踏まえ、選定基準に基づき各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で共有、合議のうえ、委員会としての評価点を決定した。

#### 4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 ( 条例、規則 )	審査の対象とする 申請書類 の該当箇所
サービスの向上 (50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1)指定管理者としての基本方針等	ア 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	10	条例第5条第1号、第3号 規則第4条第4号	(様式2) -1(1)ア イウエ
			イ 施設の果たすべき役割の考え方			
			ウ 業務の一部を委託する場合の業務内容等 エ サービス向上等のための自己評価や第三者による評価・検証のしくみ			
	2 施設の維持管理	(1)施設及び設備の維持管理の実施方針	ア 清掃業務、保守点検業務、警備業務等についての実施方針	10	条例第5条第3号 規則第4条第1号	(様式2) -2(1)ア
	3 利用者への対応	(1)利用者のニーズ把握、苦情対応等	ア サービス向上のために行う入所者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み、トラブル時の入所者対応等	20	規則第4条第4号	(様式2) -3(1)ア
			(2)利用者に対する支援			

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 ( 条例、規則 )	審査の対象とする 申請書類 の該当箇所
サービスの向上 (50)	3 利用者への対応	(3)退所者に対する支援	ア 退所後の自立生活支援		規則第4条第4号	(様式2) -3(3)ア
	4 事故防止等安全管理	(1)日常時の安全管理及び緊急時の対応	ア マニュアル、研修等、通常の指定管理業務を行う際の事故防止に向けた取組内容 イ 事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針、体制整備 ウ 急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等) エ 事故等の緊急事態が発生した場合の検証、評価、再発防止に向けた取組及び重大な事故発生時の検証体制の考え方	10	条例第5条第3号	(様式2) -4(1)ア イウエ
管理経費の節減等 (30)	5 適切な積算 <sup>1</sup>	(1)	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ア 積算の適切性 イ 仕様に定める業務の実現可能性 ウ 積算単価等の妥当性 エ 委託業務を含め、公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 オ 健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	条例第5条第5号	(様式3)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 ( 条例、規則 )	審査の対象とする 申請書類 の該当箇所
管理経費の節減等 (30)	6 節減努力等 <sup>2</sup>	(1)	<p>ア 指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限</p> <hr/> <p>積算価格<sup>(注1)</sup> - 申請者の提案額<sup>(注2)</sup></p> <hr/> <p>積算価格</p> <p><math>\times \frac{100}{10}</math> <sup>(注3)</sup> <math>\times 25</math></p> <p>注1 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額  注2 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額  注3 調整係数</p>	25	条例第5条第5号	(様式3)
団体の業務遂行能力 (20)	7 人的な能力、執行体制	(1)執行体制及び委託業務のチェック体制	<p>ア 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況(人事管理体制、人員配置計画)</p> <p>&lt;最低基準&gt;</p> <p>施設長1名、主任指導員1名、指導員1名、看護師1名、栄養士1名、事務員2名、調理員等(常勤3名、非常勤1名・委託可)、嘱託医(非常勤)2名</p> <p>&lt;配置が望ましい職員&gt;</p> <p>直接処遇職員(指導員)3名追加、心理療法担当職員、保育士</p> <p>・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</p>	5	条例第5条第4号	(様式2) -7(1)アイ

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 ( 条例、規則 )	審査の対象とする 申請書類 の該当箇所
団体の業務遂行能力 (20)	7 人的な能力、執行体制	(2)人材育成等	ア 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の方針・状況等		条例第5条第4号	(様式2) -7(2)ア
	8 財政的な能力	(1)財務状況	ア 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号	(様式3)他
	9 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	(1)コンプライアンス、事故・不祥事への対応	ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、研修等法令遵守の徹底に向けた取組の状況 イ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	条例第5条第3号	(様式2) -9(1)アイ
		(2)個人情報保護の考え方	ア 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			(様式2) -9(2)ア

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 ( 条例、規則 )	審査の対象とする 申請書類 の該当箇所
団体の業務遂行能力(20)	9 コンプライアンス、 個人情報保護、社会貢献	(3)環境 への配慮、 社会貢献等へ の取組	ア 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 イ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ウ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績		条例第5条第3号	(様式2) -9(3) アイウ
	10 これまでの実績	(1)管理 運営等 の実績	ア 管理運営等の実績の状況	5	条例第5条第3号	(様式2) -10(1) ア

<sup>1</sup> 「5適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りがなくても、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「5適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

<sup>2</sup> 「6節減努力等」の評価について

「5適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「6節減努力等」の配点を超える場合でも、「6節減努力等」の配点が上限となります。

## 5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位 ( )	団体名(所在地)	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会(横浜市)	38	8	17	63



## 6 提案概要及び評価の内容

提案者	社会福祉法人神奈川県民生福祉協会
-----	------------------

### (1) 提案の概要

(サービスの向上について)

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について

(1) 指定管理者としての基本方針等

ア 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

(ア) 施設の設置目的について

- ・売春防止法、DV防止法等を根拠とする女性保護事業を実施する施設
- ・さまざまな理由で生きづらさを抱え居場所をなくした女性の尊厳を大切にしながら支援するための施設

(イ) 運営方針について

- ・倫理綱領に基づく、高い人権感覚の保持と具現化
- ・安心安全を提供
- ・時代に合ったニーズに応えられる女性の自立支援施設
- ・職員及びサービスの質の向上の努力
- ・女性保護事業の推進寄与と、そのための関係機関との連携

イ 施設の果たすべき役割の考え方

(ア) 県立の女性保護施設としての役割について

- ・県内唯一の女性保護施設として、暴力被害等により生活が破綻した女性の生き直しの場
- ・女性の人権擁護、自立支援、女性福祉の向上
- ・生活の場における健康面・心理面のサポート、対人関係、生活技術の学習、就労等に向けた準備

(イ) 入所者の人権擁護やサービスの質の向上について

- ・利用者の基本的人権の尊重
- ・健全・安全な環境づくり、安心できる生活の場の提供
- ・利用者の自己決定と個別性を尊重した自立支援
- ・プライバシーの尊重、個人情報厳守
- ・地域住民との交流の機会の提供
- ・職員の資質の向上
- ・質の高いサービスの提供

ウ 業務の一部を委託する場合の業務内容等

(ア) 委託業務の内容、選定方法

- ・給食管理業務、廃棄物処理、害虫駆除等衛生管理業務、小破修繕等施設管理業務を委託
- ・指名型プロポーザル方式などにより、施設の性質から信頼のある業者と随意契約を締結

(イ) 委託先選定の際に配慮すること

- ・専門的技術
- ・業務全体の省力化、予算の軽減
- ・秘匿性の高い施設であるため業者の信頼性

#### エ サービス向上等のための自己評価や第三者による評価・検証の仕組み

##### (ア) 自己評価

- ・年1回、福祉サービス第三者評価事業婦人保護施設評価項目を活用して実施

##### (イ) 第三者による評価・検証のしくみ

- ・入所者・退所者に対し、年1回入所者等満足度調査を実施
- ・役員による評価・助言事業を実施し、評価結果を受けて、課題の取り組み状況を理事会で報告

##### (ウ) 社会福祉法第78条に基づく福祉サービス第三者評価の実施については今後慎重に検討

## 2 施設の維持管理について

### (1) 施設及び設備の維持管理の実施方針

#### ア 清掃業務等についての実施方針

- ・利用者の個人的な空間については、利用者が清掃
- ・利用者が直接利用しない空間については、清掃専門の職員を雇用
- ・敷地内の樹木の剪定等については専門業者に委託

## 3 利用者への対応について

### (1) 利用者のニーズ把握、苦情対応等

#### ア サービス向上のために行う入所者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み、トラブル時の利用者対応等

##### (ア) 意見・苦情の把握方法

- ・利用者による毎月の自治会
- ・年3回の利用者・職員懇談会
- ・投書箱の設置
- ・苦情解決第三者委員と直接話ができるようチラシ常設

##### (イ) 意見・苦情内容の事業への反映

- ・打ち合わせで情報共有し、すぐ解決できるものは結果を本人に伝達
- ・協議の必要なものは、会議で検討後、結果を本人に伝達
- ・利用者全体に係る問題については、自治会において入所者全員で協議

##### (ウ) トラブル発生時の対応

- ・当事者の担当職員が話を聞き、合意があれば関係者全員で話し合う
- ・トラブルの相手が職員の場合、支援班長や寮長が対応

### (2) 利用者に対する支援

#### ア 入所者の個々の状況等に対応した適切な支援

##### (ア) 自立の支援、促進等

- ・各入所者自身の計画書に基づき個別に作成する自立支援計画書に沿った支援
- ・支援の基本は心身の健康回復と維持向上とし、必要な医療機関への受診、日常の健康チェック、規則正しい生活を支援
- ・生活上の支援について記載した「さつき寮のご案内」を配布し、生活技術の獲得等を支援
- ・個室を提供し、人権やプライバシーを守り、安心して安全な生活ができる場を提供
- ・利用者の金銭や貴重品は預かり、個別の鍵付きロッカーで保管、月1回複数の職員で確認し台帳作成
- ・1日3回の巡回のほか、職員と顔を合わせる機会を設け、入所者の安全と健康を把握
- ・支援の経過を踏まえ、本人を交えたカンファレンス
- ・1日3回、職員の申し送りと情報交換
- ・入所者間のトラブルは職員が仲介しできるだけ当事者が納得できる形で解決

#### (イ) 給食、栄養指導

- ・栄養士が給食内容を管理
- ・給食業者と連携し、食材や味付け、季節感などを吟味し、入所者が楽しめるよう配慮
- ・糖尿病等の食事療法や体調不良時は特別食を提供
- ・年1回、嗜好調査を行い、給食に反映
- ・年2回入所者と食事懇談会を開催し、直後の給食委員会で情報共有
- ・年4回の料理教室や退所間際の調理実習など自立に向けた準備を行う
- ・栄養士による個別相談

#### (ウ) 健康管理

- ・年2回健康診断、年1回乳がん・子宮がん検診実施
- ・虚弱な入所者は要看護者として細かく健康観察
- ・1日おきに入浴、夏場は入浴日以外はシャワー提供、その他必要に応じ対応
- ・精神科医は月2回、一般医師は月1回、健康・医療相談、入所者の相談のほか、職員に対するコンサルテーション
- ・月2回ボランティアの協力を得て、体操教室を開催

#### イ 入所者の心理面へのケア及び回復支援

##### (ア) 入所者の心理面へのケア及び回復支援の方法

- ・個別に希望や傷つきのレベルに応じた心理面接を実施し、心理的回復を図る
- ・心理士の意見を参考にした支援の実施

##### (イ) 支援を行う職員の有する資格

- ・臨床心理士、認定心理士

##### (ウ) その他

- ・看護師、栄養士、支援員、施設長など立場の異なる職員を利用者が選択して話をし、心理的なサポートが受けられる環境を提供

#### ウ 入所者の能力、適性に応じた計画的な自立支援

- ・入所後1ヶ月を目途に本人と話し合い、本人の自立目標に基づき、自立支援計画書を作成
- ・節目や状況の変化が起こった時点で本人を中心に柔軟にカンファレンスを開催し、支援内

## 容等を確認

### エ 入所者の能力、適性に応じた積極的な就労支援

- ・健康や体力回復後、内作業で体力や持久力の増強を図る
- ・個々の能力や適性に配慮し、就労に向けた支援
- ・就労に向けた求人情報や履歴書準備等細やかな支援の提供
- ・障害をもった入所者への適切な支援
- ・就労後は、見守りや相談に応じるなど就業継続を支援する

### (3) 退所者に対する支援

#### ア 退所後の自立生活支援

- ・退所後も支援の継続が必要と思われる退所者については、退所者の会への入会を案内
- ・月1回、退所者の会を実施し、親睦や安心を提供
- ・年1回、退所者・職員交流会実施
- ・家庭訪問、電話、来寮等により、金銭管理、役所での手続きなどの支援
- ・年1回、居住地域のボランティアとの交流会を実施し、地域情報を把握し災害時の対応に備える
- ・関係の福祉事務所等と年1回連絡会議を開催し、退所者支援に向けたスムーズな連携を図る
- ・新聞や年賀状の送付

## 4 事故防止等安全管理について

### (1) 日常時の安全管理及び緊急時の対応

#### ア マニュアル、研修等、通常の指定管理業務を行う際の事故防止に向けた取組内容

##### (ア) 事故防止マニュアルの作成

- ・「さつき寮安全対策マニュアル」及び「防災マニュアル」を作成
- ・年1回、職員会議で防災マニュアルの読み合わせ
- ・防災計画書の消防署提出

##### (イ) 事故防止研修の実施

- ・年1回全体研修を実施

##### (ウ) 事故防止に向けた職員配置

- ・週日は、日勤支援員3名、夜間支援員2名の配置を確保

##### (エ) その他

- ・不審な訪問者や電話対応方法を具体的に掲示し、会議等で随時確認
- ・日頃からヒヤリハットの意識を啓発
- ・日常的な健康状態チェック、通院・服薬状況の把握・共有
- ・救命については、年1回以上消防署等の指導を受ける。
- ・AEDを設置

#### イ 事故等の緊急事態が生じた場合の対応方針、体制整備

- ・複数の職員で役割分担

ウ 急病人が生じた場合の対応

- ・本人の状況で判断、必要に応じ支援班長・寮長に指示を仰ぐ
- ・救急搬送または本人の症状が危ぶまれる場合は、職員が医療機関に同行
- ・連絡係の待機

エ 事故等の緊急事態が発生した場合の検証、評価、再発防止に向けた取組及び重大な事故発生時の検証体制の考え方

(ア) 事故等の緊急事態が発生した場合の検証、評価

- ・事故発生後は、関係者が状況を確認し、なぜ起きたかを話し合う

(イ) 再発防止に向けた取組み

- ・事故発生の原因を検証し、要因となった事柄を改善

(ウ) 重大事故発生時の検証体制の考え方

- ・時系列的な確認から始め、事故の要因を多方面から探し出す
- ・事実を過小評価せず事実として受け止める
- ・検証委員会を立ち上げ、関係組織代表のほか、客観的評価のできる立場の人に加わってもらう
- ・県人権男女共同参画課の指導を受け、検証をし、結果を神奈川県に報告

(管理経費の節減等について)

5 適切な積算について

人件費、事務費、事業費などの支出について積算を実施

6 節減努力等について

提案額：1,442,160千円（県の積算額 1,465,310千円）

$$\frac{\text{積算価格} - \text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times \text{調整係数} \times \text{「節減努力等」の配点}$$
$$= \frac{1,465,310,000 - 1,442,160,000}{1,465,310,000} \times 10 \times 25$$

3.949点（ただし、評価点は小数点以下切捨てとなるため3点）

- ・指名型プロポーザル方式の導入
- ・簡単な小破修繕は職員対応
- ・節水・節電の徹底
- ・草刈りや剪定は可能な範囲で職員等対応

(団体の業務遂行能力について)

7 人的な能力、執行体制について

(1) 執行体制及び委託業務のチェック体制

ア 指定管理期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況  
(人事管理体制、人員配置計画)

(ア) 運営組織の考え方

- ・組織は、直接支援業務に携わる事業担当の支援班と、それ以外の法人運営、庁舎管理、総務・経理全般を担う管理班の2班体制とし、分担業務を確実に果たしつつ相互に補完

(イ)人員配置

職種	常勤	非常勤
施設長	1	
主任指導員	1	
指導員	4	6
看護師	1	
栄養士	1	
事務員	2	1
調理員等(委託可)		
嘱託医		2
心理療法担当職員		2
業務作業員		1
合計	10	12

スーパーバイザーは報償費対応

イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

(ア)給食提供業務

- ・献立は委託業者が作成するが、食材を含めた内容については、さつき寮の栄養士がチェック
- ・利用者の嗜好調査等が出た利用者の意見を委託業者に伝え、改善を要求

(イ)警備業務

- ・県が施設建物全体の警備に関する契約を締結
- ・業務上の不都合が出た場合は県に情報提供

(ウ)その他

- ・クリーニング、害虫駆除、庭の樹木剪定、布団消毒等については、専門的な技術を要するため、業者に委託
- ・情報の流出を必要最低限にすることなどを考慮して業者を選定し、業務終了後も、秘密の保持がきちんと行われているか留意する

(2)人材育成等

ア 指定管理期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用方針・状況等

(ア)人材育成

- ・職員の個別の人材育成計画を作成
- ・個々の職員の経験やレベルに合わせた研修等の実施
- ・職員の自主研修、全体研修について、計画的に施設として後押し

(イ)職員採用方針

- ・支援員は、採用時の資格について、社会福祉主事の任用資格を有するか、社会福祉事業あるいは女性保護事業に概ね3年以上従事した経験を有することを要する。
- ・長期的な視点で安定した人材の確保・育成がなされるよう配慮する。

(ウ) 採用状況

- ・採用した職員は比較的安定的に継続して就労
- ・産休代替、臨時で募集をしても、応募状況はよくない。

8 財政的な能力について

(1) 財政状況

- ・団体の収支予算書、決算諸表等において提示

9 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献について

(1) コンプライアンス、事故・不祥事への対応

ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、研修等法令遵守の徹底に向けた取組状況

(ア) 企業倫理

- ・入所者の尊厳と人権を守る
- ・労働法の遵守及び規程の整備

(イ) 諸規程の整備

(ウ) 法令遵守の徹底に向けた取組み

- ・法令遵守にかかる職員研修として、事故防止研修の実施

イ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

(なし)

(2) 個人情報保護の考え方

ア 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

(ア) 個人情報保護についての方針・体制

- ・個人情報保護については、情報守秘義務等について事故防止研修の中で確認

(イ) 職員に対する教育

- ・年1回以上個人情報管理について研修
- ・日常の業務の中で職員がお互いに注意喚起
- ・権利擁護状況チェックリストに項目を設け自己チェック
- ・パソコン上の個人情報パスワードチェック、パソコンの盗難防止、USBメモリーの紛失防止等について注意喚起
- ・情報守秘義務について退職時に秘密厳守にかかる誓約書を作成

(3) 環境への配慮、社会貢献等への取組

ア 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

- ・地域での再生可能な資源ごみの回収に協力するなどごみの減量化に努めている。
- ・利用者にも電気や洗剤等の節約が環境への配慮になることを伝え、協力を求める。
- ・再生紙、裏紙使用

イ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障がい者雇用の考え方

- ・障がい者雇用は行っていない。

- ・可能な限り、障がい者施設で行っている事業を積極的に活用していく。

(イ)実績

- ・障がい者施設から菓子等の購入、障がい者施設へパンフレットの製作発注

ウ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

(ア)考え方

- ・秘匿性が非常に高いため、住民への直接の機能還元や広報はできないが、各支援者及び支援機関に対して、女性保護施設の機能や女性の自立支援制度等の情報を提供し間接的に貢献

(イ)活動

- ・生活困窮者支援のネットワークへ加入し、他の施設等と女性保護施設として可能な支援を検討
- ・県との協定に基づき、大規模災害時に県及び横浜市の要請に応じ、緊急避難場所として施設を提供

10 これまでの実績について

(1)管理運営等の実績

ア 管理運営等の実績の状況

(ア)全体の運営

- ・民間の持つ専門性や、柔軟な運営により経費削減が期待できる。
- ・昭和43年から、現さつき寮開設以来女性保護事業の委託を受けてきたが、時代の変遷に柔軟に対応し運営をしてきた。

(イ)安全管理の充実

- ・平成18年度から夜間体制を1名から2名にするなど安全と支援体制を強化
- ・1日2回の巡回を3回にして、安全確認に努め、早急に対応できる体制を構築
- ・事故防止研修を定着させ、職員の意識を向上

(ウ)経理・建物管理など

- ・移転前の老朽化した施設では、必要最小限の修繕を重ねながら、支援を続けてきた。
- ・経理面では、かかる経費を最小限におさえ、細部に至るまで経費の削減に努力している。

(エ)支援の内容

- ・支援業務について研修等を行うことにより、業務にあたって必要な基本的知識や技術、周辺の福祉事業等への理解が進み、職員の質が向上した。



(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>・施設の果たすべき役割の考え方</li> <li>・業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> <li>・サービス向上等のための自己評価や第三者による評価・検証のしくみ</li> </ul>	10	10	8	6	8	8	8
	施設及び設備の維持管理に関する業務	清掃業務、保守点検業務、警備業務等についての実施方針	10	8	8	10	8	10	8
	利用者のニーズ把握、苦情対応等	サービス向上のために行う入所者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み、トラブル時の入所者対応等	20	16	16	16	16	16	16
	利用者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の個々の状況等に対応した適切な支援</li> <li>入所者の能力、適性に応じた計画的な自立支援</li> <li>入所者の能力、適性に応じた積極的な就労支援</li> </ul>							
	退所者に対する支援	退所後の自立生活支援							
	日常時の安全管理	マニュアル、研修等、通常の指定管理業務を行う際の事故防止に向けた取組内容	10	6	6	7	6	8	6
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針、体制整備</li> <li>・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）</li> <li>・事故等の緊急事態が発生した場合の検証、評価、再発防止に向けた取組及び重大な事故発生時の検証体制の考え方</li> </ul>							
管理経費の節減	事業計画書等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る</li> <li>・積算の適切性</li> <li>・仕様に定める業務の実現可能性</li> <li>・積算単価等の妥当性</li> <li>・委託業務を含め、公の施設とし</li> </ul>	5	5	5	5	5	5	5

		ての社会的 責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥 当性等							
	提案額	積算価格 - 申請者の提案額  積算価格  $\times \frac{100}{10} \times 25$	25						3
団体の業務遂行能力	執行体制及び委託業務 のチェック体制	・指定期間を通じて効果的・効率 的に指定管理業務を行うための人 員配置等の状況 ・人事管理体制 ・人員配置計画 ・最低基準：施設長1名、主任指 導員1名、指導員1名、看護師1 名、栄養士1名、事務員2名、調 理員等（常勤3名、非常勤1名・ 委託可）、嘱託医（非常勤）2名 ・配置が望ましい職員：直接処遇 職員（指導員）3名追加、心理療 法担当職員、保育士 業務の一部を委託する場合の管 理・指導体制の状況	5	4	4	3	4	4	4
	人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管 理業務を行うための人材育成や職 員採用の方針・状況等							
	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判 断する指標としての団体等の経営 状況、団体等の事業の継続性・安 定性の度合い、団体等の事業の信 頼性の度合い（土屋委員のみ採 点）	5					5	5
	コンプライアンスのた めの体制	指定管理業務を実施するために必 要な団体等の企業倫理・諸規程の 整備、研修等法令遵守の徹底に向 けた取組の状況							
	過去に事故等が発生し ていた場合の対応状況	募集開始の日から起算して過去3 年間の重大な事故または不祥事の 有無ならびに事故等があった場合 の対応状況及び再発防止策構築状 況	5	3	4	3	4	4	4
	個人情報保護の考え方	個人情報保護についての方針・体 制、職員に対する教育・研修体制 及び個人情報の取扱いの状況							

社会貢献への取組	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況（神奈川県環境方針） 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績							
管理運営等の実績	管理運営等の実績の状況	5	4	4	4	5	5	4
合 計		100						63

### (3) 評価講評

サービスの向上に関しては、施設の目的や公の施設としての公共性を十分に理解して、身体的・精神的に厳しい生活環境を体験した利用者に対する専門的な支援など、制度の狭間にある利用者個々の困難な課題に真摯に取り組み、外部の考えを取り入れながら、さらに努力する姿勢があり、施設の役割を活かした指定管理業務を行うことができるといえ、十分に評価することができる。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算がされており、積算の合理性の点でも、委託先の選定方法に工夫が見られるなど、経費の効率化を図っているといえ、十分に評価することができる。

団体の業務遂行能力に関しては、研修により職員を育成するとともに、長期に就労できる環境を作るなど安定して指定管理業務を実施することができ、また現在の指定期間における実績も十分評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

## 7 議事概要（主要論点）

### 委員会の採点方法及び採点結果について

- ・委員長から次のとおり採点方法の提案があり、委員会として了承された。  
項目ごとに、各委員が仮採点を行う。  
委員5名のうち3名以上の委員が同じ点数をつけた場合、それを仮得点とする。  
委員の点数が2つに割れた場合は、残り1名の点数の上下によって仮得点を決める。  
以上の方法で項目ごとに決まった仮得点を委員間で共有、合議のうえ、委員会としての評価点を決定する。
- ・仮採点は全ての項目で3名以上の委員が同じ点数とし、仮得点は計63点であった。
- ・合議の結果、委員会としての評価点は63点となった。

### サービスの向上について

- ・当該項目は、50点満点中38点であった。
- （委員からの評価）
- ・利用者に対する支援について、厳しい課題に前向きに真摯に取り組んでいる、十分でない部分も改善すべく努力している。
  - ・移転後、地域との新たな関係を築くための努力をしている。
  - ・制度の狭間の解消をめざした支援で、閉鎖的になりがちな環境だが、外部の考え方をしっかり取り入れた取組みをしている。

### 管理経費の節減等について

- ・当該項目は、30点満点中8点であった。
- （委員からの評価）
- ・指定管理費の積算については概ね適切になされている。
  - ・委託先の選定を工夫するなど、節減努力がされている。

### 団体の業務遂行能力について

- ・当該項目は、20点満点中17点であった。
- （委員からの評価）
- ・精神面に問題を抱えた利用者が予想以上に多く、厳しい運営環境の中で、職員を大切に  
する意識が感じられ、常勤職員の定着率（勤続年数）が高いことは評価できる。
  - ・職員の研修等を通じて人材育成に真摯に取り組んでいる。
  - ・経過措置となる26年度決算前に、会計基準の変更を反映する体制が整っている。また、有利子負債はなく純資産比率は7割を超えていることから財務的能力があると評価できる。